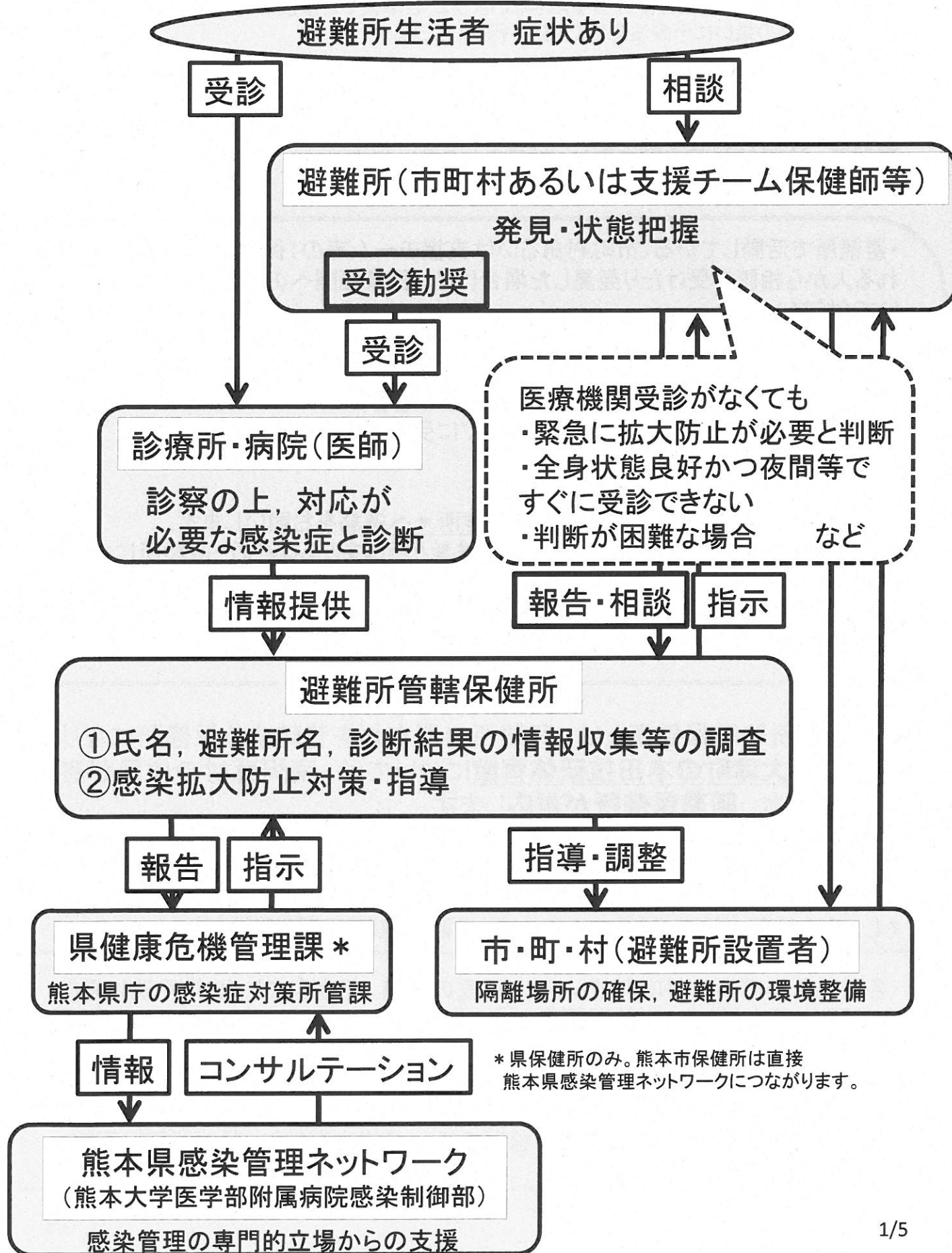


避難所で生活している人が、「まん延防止対応が必要な感染症」と疑われた場合の対応のスキーム

熊本県保健所長会
平成28年6月1日版

○避難所等で偏見や差別的なことが起こらないように、ご本人やご家族等の人権について配慮し、また個人情報の扱いに十分注意して対応を行ってください。



避難所で生活している人が「まん延防止対応が必要な感染症」と疑われた場合の対応のスキームの説明

熊本県保健所長会
平成28年6月1日版

○避難所等で偏見や差別的なことが起こらないように、ご本人やご家族等の人権について配慮し、また個人情報の扱いに十分注意して対応を行ってください。

・避難所の生活者が、医療機関を受診して「まん延防止対応が必要な感染症」と診断された場合、診察した医師に避難所管轄保健所*への連絡をお願いしています(文書で医師会等へ依頼しています)。連絡を受けた保健所は、診察した医師から氏名、避難所、診断結果等を聞き取り、対策をおこないます。

・避難所で活動している(市町村あるいは支援チーム等の)保健師が、感染症の疑われる人から相談を受けたり発見した場合には、医療機関への受診を勧め、受診につないでください。

ただし、

緊急に拡大防止が必要と判断できる場合、
全身状態良好かつ夜間等ですぐに受診できない場合、
判断が困難な場合

などにおいては、直接、避難所管轄保健所*へ連絡をお願いします。

連絡と合わせて、個室隔離や周りの避難者と距離をとるなどの、避難所において可能な対応を開始してください。連絡を受けた保健所は、当該避難所内での対応が困難(個室隔離が必要な状態だが個室がない等)と判断した場合、対応可能な避難所等への移送などの調整をおこないます。

* 避難所管轄保健所とは、避難所の所在地を管轄する保健所になります。
ただし、大津町の本田技研体育館については、南阿蘇村の住民が避難しておられ、阿蘇保健所が対応します。

・宇城保健所管内、菊池保健所管内については、避難所と通常の医療機関による対応体制がありますので、避難所での活動に入られるときに確認をお願いします。もし、その体制で対応できないときには、上記の流れでご対応ください。

・各避難所の感染症対応可能レベル(個室の有無、個室内のトイレや手洗い場の有無等、5月上旬にICTが訪問調査しています)について、保健所は情報のアップデートを定期的に行ってください。

・各避難所は「熊本県感染管理ネットワーク」の作成したチェックリスト(別紙)を用いて避難所における感染症予防対策の状況のチェックを定期的に(週1回程度)実施し、管轄保健所に報告してください。

○避難所等で偏見や差別的なことが起こらないように、ご本人やご家族等の人権について配慮し、
また個人情報の扱いに十分注意して対応を行ってください。

電話・FAX番号（管轄市町村）

・阿蘇保健所 電話 0967-32-0535 FAX 0967-32-0536
（阿蘇市，南小国町，小国町，産山村，高森町，西原村，南阿蘇村）

・御船保健所 電話 096-282-0016 FAX 096-282-3117
（御船町，嘉島町，益城町，甲佐町，山都町）

・宇城保健所 電話 0964-32-1147 FAX 0964-32-2426
（宇土市，宇城市，美里町）

・菊池保健所 電話 0968-25-4155 FAX 0968-25-5457
（菊池市，合志市，大津町，菊陽町）

・熊本市保健所 電話 096-364-3186 FAX 096-371-5172
（熊本市）

○熊本県感染管理ネットワーク事務局 電話/FAX 096-373-5548
（熊本大学医学部附属病院感染制御部）

避難所等で隔離等が必要な期間の目安

避難所等における感染症発生時の対応について

○避難所等で偏見や差別的なことが起こらないように、ご本人やご家族等の人権について配慮し、また個人情報の扱いに十分注意して対応を行ってください。

○「避難所で生活している人がまん延防止対応が必要な感染症と疑われた場合の対応の原則」(別紙)に従って対応をおこなってください。

注 意！

・避難所等において感染症がまん延することを防ぐために、発症者(疑われる者を含む)に対し、保健所の指示で個室等への隔離をお願いすることがあります。

ここに示す「避難所等で隔離等が必要な期間の目安」は、法令等の根拠があるものではなく強制力はありませんのでご注意ください。対象者やご家族等に理解を得るための参考情報として活用いただきたく提示するものです。

実際の事例で隔離の解除時期等を判断するときは、保健所と状況の情報等を共有し保健所の指示に従っていただくことをお願いします。保健所はここに示した目安を基準として使用しますが、事例の状況によって総合的に判断しますので隔離期間が目安と異なることがあります。

感染性胃腸炎(ノロウイルス感染症など)

○隔離等期間の目安：下痢や嘔吐の症状が消失するまで。

説明：症状のある間が主な病原体の排泄期間なので、下痢、嘔吐症状が消失した後、隔離等解除するが、症状消失後長期間病原体を排泄することもあるので手洗いを励行する。

流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)

○隔離等期間の目安：耳下腺などの腫れ出現から5日を経過するまで。

説明：感染期間は腫脹5日ころまで、とされているが、唾液中には9日後まで検出されるので、手洗い等を励行する。不顕性感染があり発症者隔離のみでは拡大予防できないことがある。

水痘(みずぼうそう)

○隔離等期間の目安：全ての発疹が痂皮化するまであるいは水疱出現6日後まで。

説明：空気感染，飛沫感染。膿や水疱中にはウイルスがいるので接触感染もする。

インフルエンザ

○隔離等期間の目安：発熱した後5日，かつ解熱した後2日を経過するまで。

ただし幼児(未就学年齢児)においては，発症した後5日，かつ解熱した後3日を経過するまで。

説明：低年齢患児では長引く。抗ウイルス薬によって早期に解熱した場合も感染力は残るため，発症5日を経過するまで，とする。咳嗽や鼻汁が続き，感染力が残ると考えられる場合は，さらに長期に及ぶ場合もある。

(以上の情報は，日本小児科学会 予防接種・感染対策委員会が示した「学校，幼稚園，保育所において予防すべき感染症の解説」をもとに熊本県保健所長会が整理したものです。)

